

本人確認書類

官公署が発行した写真付きの身分証明書（1号書類）

（いずれか一つをお持ちください）

原則：顔写真のついた官公署が発行している書類

運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード（外国人登録証）、特別永住者証明書、住民基本台帳カード（写真付）、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付）、療育手帳、身体障害者手帳（写真付）、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、無線従事者免許証、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）など。

※1号の有効期限が切れている本人確認書類は、2号の本人確認書類扱いとなります。

熱海市長が認める本人確認書類（2号書類）

（1号書類のない方は、いずれか二つをお持ちください）

原則：官公署の発行した氏名の記載がある書類、1号書類以外で顔写真と名前の記載された書類

国民健康保険証（後期高齢者医療保険証）、健康保険証、船員保険証、介護保険証、共済組合員証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（写真無）、国民年金・厚生年金保険・船員保険に係る年金証書、身体障害者手帳（写真無）、共済年金・恩給証書、（注）学生証、（注）生徒手帳、（注）法人が発行した身分証明書（写真付）、国や地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付）、申請用紙に実印を押印（他市の印鑑登録者の場合は印鑑証明書も提示）、他国発行のドライバーズライセンス、タスポカード、会員証（写真付）などその他、上記原則に準ずるもの。

※（注）の2点での組み合わせは不可となります。

2号書類を1点しか所持しない方は、下記補足書類の複数枚提示をお願いします。

2号書類の補足書類として複数枚提示として認められるもの

キャッシュカード、クレジットカード、通帳、診察券、定期券、その他本人以外は持ち得ないと類推できるもの。

※ただし、以下のものについては別に口頭確認を必要とし、補足書類となりませんのでご承知ください。

ポイントカード、領収書、公共料金の請求書、納付書、郵便物

- 郵送で転出証明書を請求される場合は、本人確認書類のコピーを同封してください。
- 本人確認書類をお持ちでない方も届出はできますが、後日、市役所から確認通知書を郵送させていただく場合があります。
- 代理人が住民異動の届出を行う場合には、異動する方の委任状と代理人の印鑑が必要です。代理人の本人確認資料とあわせてお持ちください。
- 戸籍届出（婚姻、離婚、養子縁組・離縁届）においては、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書で確認させていただきます。
- 詳しくは、下記までお問い合わせください。

このページ内容のお問い合わせ先

部署名：市民生活部 市民生活課 市民室

電話番号：0557-86-6252

FAX 番号：0557-86-6263

住 所：〒413-8550 熱海市中央町 1-1

メール：shimin@city.atami.shizuoka.jp